

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

号外第57号

福 島 県 報

平成20年9月26日 金曜日

1

目 次

県庁舎耐震補修費

○監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成20年9月26日

- 1 監査実施期間 平成20年6月18日～平成20年7月31日
福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 高 野 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之
- 2 監査対象機関 公所27箇所
- 3 監査の結果
監査は、平成19会計年度の財務に関する事務について実施した。
(1) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津保健福祉事務所	平成20年7月17日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年5月29日 平成20年5月30日
南会津保健福祉事務所	平成20年7月17日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年6月5日 平成20年6月6日

相双保健福祉事務所	平成20年7月30日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年6月10日 平成20年6月11日
-----------	------------	-------	-------	------	--------------------------

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
・通勤手当が過支給(1人12,180円)、超過勤務手当が過支給(2人10,432円)となっている。(相双保健福祉事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
計量検定所	平成20年7月28日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年5月20日
会津高等技術専門学校	平成20年7月28日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年5月15日
浜高等技術専門学校	平成20年7月28日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年5月13日
ハイテクプラザ	平成20年7月31日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年6月17日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 住居手当が過支給(1人18,200円)、超過勤務手当が不足支給(2人7,344円)となっている。(会津高等技術専門学校)
 - ・ 平成18年度の環境衛生管理業務委託に係る平成19年3月分の委託料について、履行確認しているにもかかわらず、平成19年6月に過年度支出している。(浜高等技術専門学校)
 - ・ 郵便切手の翌年度への繰越高が月平均消費高の6.55月分となっており、計画的かつ効率的な執行がなされていない。(ハイテクプラザ)
- 検討事項としたものは下記のとおりである。
・ 行政財産の使用許可(一時使用)における使用料の免除について検討することを求めた。
浜高等技術専門学校においては、甲協会が全県で実施する各種技能検定の当

該地区における試験や管内の自動車関連団体乙が主催する研修会等の会場として教室等の使用許可（一時使用）をしているが、使用料については、従来から「公共的団体その他の団体が文化、体育等の活動で一時使用するとき（利益をあげない場合に限る。）」（行政財産の使用許可基準第1の2の7）に該当するとして全額免除としてきた。この取扱いには、これら法人が当該校の事務事業に密接に関連しているなどの背景などもあって、当初の使用許可における免除の取扱いが代々見直されることなく踏襲されてきたと考えられる。

また、郡山高等技術専門学校においても、社団法人丙が実施する溶接技能評価試験に伴う行政財産の使用許可について、使用料免除に該当しないにもかかわらず免除していた事実がある。

については、各高等技術専門学校における行政財産使用許可（一時使用）における使用料免除について、本来免除すべきでないにもかかわらず免除としていた事案がどの程度あるのか速やかに調査するとともに、今後の各校における行政財産の一時使用における取扱いについて、齟齬が生じないように関係部局とも協議の上、所管部として対応を検討する必要がある。また、各種技能検定においては当該校の学生が受験する場合もあり、その場合の免除の考え方についても併せて検討する必要がある。

（浜高等技術専門学校、本庁検討）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県中農林事務所	平成20年7月30日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年6月10日 平成20年6月11日
会津農林事務所	平成20年7月17日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年6月3日 平成20年6月4日
南会津農林事務所	平成20年7月16日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年6月3日 平成20年6月4日
水産種苗研究所	平成20年7月28日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年5月14日
内水面水産試験場	平成20年7月28日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年5月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 行政財産の使用許可（更新）手続がなされていないものがある。（県中農林事務所）
- 公用車の修繕を執行伺書による決裁を受けずに行ったものがある。また、ETCカード使用簿でカード返戻等の確認がなされていない。（会津農林事務所）
- 補助事業の完了予定日が変更になったが、変更承認の手続がなされていない。また、交付金の額に増減が生じたが、交付金事業委託契約日から相当期間経過後に変更承認申請がなされている。（南会津農林事務所）
- 週休日の振替・半日勤務時間の割振りの変更簿の記載が適切でない。（南会津農林事務所）
- 通勤手当が過支給（1人27,429円）、超過勤務手当が過支給（2人5,004円）、夜勤手当が不足支給（1人1,904円）となっている。（内水面水産試験場）
- 週休日の振替等が適切でない。（内水面水産試験場）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
喜多方建設事務所	平成20年7月16日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年6月5日 平成20年6月6日
南会津建設事務所	平成20年7月17日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年5月29日 平成20年5月30日
相双建設事務所	平成20年7月31日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年6月19日 平成20年6月20日
あぶくま高原自動車道建設事務所	平成20年7月31日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年6月24日
相馬港湾建設事務所	平成20年7月30日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年6月12日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 県営住宅使用料が収入未済（8件144,400円）になっている。（喜多方建設事務所）
- 工事の設計積算において、給水管の単価に誤りがあり積算が過大（110,250

- 円) となっている。(南会津建設事務所)
- ・河川砂利採取の認可について、事業完了後の砂利採取廃止届書を提出させず、完了検査も行っていない。(南会津建設事務所)
- ・県営住宅使用料が収入未済(50件969,400円) となっている。(相双建設事務所)
- ・用地台帳及び補償台帳が作成されていない。(あぶくま高原自動車道建設事務所)
- ・3漁港に係る指定施設の管理に関する基本協定書に基づき指定管理者が提出すべき「管理運営目標」及び「事業計画書」を提出させておらず、また、真野川漁港に係る平成19年度分の「事業報告書」及び「情報公開及び個人情報保護に係る実施状況」を提出期限までに提出させていない。(相馬港湾建設事務所)

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

- ・橋梁補修工事におけるRC巻立て工法の施工方法について検討することを求めた。^{11.9}
- ・橋梁補修工事(国道121号山王大橋)は、「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」に基づき、RC巻立て工法によりコンクリート橋脚の耐震補強工事を行ったものであるが、コンクリート打設表面部に多くのひび割れが確認された。

工 事 名：橋りょう補修工事
 工事施工箇所：南会津郡南会津町糸沢地内(山王大橋)
 請 負 金 額：37,576,350円

この工事は、他の現場でも多く採用されている耐震補強工法であるが、設計及び現場施工の様々な条件が複合してひび割れが生じたものと考えられ、その原因究明と対応策について検討が必要である。

(南会津建設事務所、本庁検討)

(5) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県中教育事務	平成20年7月30日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年6月12日
会津教育事務	平成20年7月16日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年6月12日
相双教育事務	平成20年7月31日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年6月18日
図書館	平成20年7月28日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年5月27日

美術館	平成20年7月28日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年5月20日
双葉翔陽高等学校	平成20年7月28日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年5月14日
相馬農業高等学校	平成20年7月28日	小松山善継	野崎 直実	書面監査	平成20年5月13日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・絵はがき販売業務に適正を欠き適切でないものがある。

「事実」

美術館で作成した絵はがきを、いったん美術館を支援する目的で設立されたNPO法人甲に原価で売却し、同法人と当該絵はがきに係る販売受託契約(平成19年11月30日契約、受託期間平成19年12月1日～平成20年3月31日)を締結し、従前同様、美術館が販売している。

「是正・改善等の意見」

売払を目的とした物品を原価で特定の団体に売却したこと、また、販売受託契約を介在させ、この物品を美術館で販売することは、美術館所有の物品を自らが販売するという通常の販売業務と何ら変わるものではなく、極めて不適切なことから、適正な事務執行を行うこと。(美術館)

- ・企画展事業に係る収入で遅延しているものがある。

「事実」

平成19年11月20日から平成20年1月20日まで実施した企画展「生誕100年斎藤清展(実行委員会 斎藤清画伯顕彰協議会、美術館)」について、速やかに精算を行い、直ちに調定を行うべきところ、3か月以上遅延して平成20年度収入となっている。

1 調定年月日 平成20年4月22日
 2 調定額 5,079,988円

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行い、早期収入を図ること。

(美術館)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 図録等販売品の管理において、図録等販売品台帳の「売却」欄は図録等販売品売却整理簿の月合計を、「現在高」欄は受入数から払出数を差し引いた数を記載したのみで、倉庫及び売店の實在庫品数の確認を行っていない。また、当該在庫品を保管する倉庫の一つは、多数の人間が出入りできる場所であり、管理が適切でない。(美術館)
- ・ 預金利子の歳入科目を誤っている。(美術館)
- ・ 農産物を現金引換えて売却したときは、出納員は販売担当責任者を売却相手方とみなし領収証書を発行することとされているが、発行していない。(双葉翔陽高等学校)
- ・ 生産物等の受入、払出を整理する生産物製作品生産台帳の一部に、記載漏れ等がある。また、品目を誤って記載しているものがある。(相馬農業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
郡山警察署	平成20年7月28日	加藤 雅美	高野 宏之 書面監査	平成20年5月27日
須賀川警察署	平成20年6月18日	小松山善継	高野 宏之 実地監査	平成20年5月13日
いわき東警察署	平成20年6月19日	小松山善継	高野 宏之 実地監査	平成20年4月18日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した県公営企業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成20年9月26日

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 高 野 宏 之

監査対象機関 県企業局
執行年月日 平成20年7月8日
担当監査委員 小松山 善 継

高野 宏之

(工業用水道事業)

第1 決算及び財務の状況

平成19年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の業務運営の状況は、総給水量368,108,630㎥で、前年度に比べ1,016,958㎥（0.3%）増加しているが、これは、既給水先の増量契約があったほか、うるう年で給水日数が増加したことによるものであり、工業用水道全体の給水は計画どおり実施されたものと認められる。

また、当年度における建設改良事業についても、警城工業用水道第2期改築事業の配水管布設管工事など、計画どおり実施されたものと認められる。

経営成績では、事業収益が2,687,572,550円に対し事業費用は2,615,201,571円で、当年度の純利益は72,370,979円となっている。これは相馬工業用水道の管理委託化に伴う職員給与費や減価償却費など営業費用の減少、及び企業債支払利息の減少によるものである。

次に、事業運営等の観点から次の事項について適切に対応されるよう要望する。

経営健全化の推進について

工業用水の需給状況については、現在のところ安定的に推移しているが、企業撤退等による給水廃止リスク、コスト削減意識の高まりや生産技術の進展等から生ずる潜在的な減量リスクを否定できず、将来的な給水量確保について保証がある状況にはない。

したがって、事業経営に当たっては、中・長期的な経営見通しに立った経営管理の強化をはじめ、引き続き、地元自治体、企業、関係機関等との連携強化による新規需要の開拓に努めるとともに、外部委託の一層の推進等による経費節減を進めるなど、経営の合理化・効率化を推進し経営の健全化に努められるよう要望する。

特に、好間工業用水道については、引き続き、事業開始時の合意に基づき事業譲渡の実現に向け活動を推進していくこと、また、相馬工業用水道では、未売水の縮減のため、関係機関との連携強化を図り、工業用水利用型の企業の立地促進を支援することなどにより需要拡大に努めるなど、「企業局事業見直し実行計画」（平成20年3月）に掲げる改革目標の実現に向けて、実効ある取り組みを行うよう要望する。

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

- ・ 修繕引当金の引当目的の明確化とともに、引当て、取崩しの運用基準について検討する必要がある。

検討すべき事項

工業用水道事業の修繕引当金は、相当期間に渡り、引当て（繰入れ）が無く、修繕費の需要はあったが取崩し（繰出し）の実績が極小である等、引当金の額に移動がないままに経過しており、修繕引当金の取り扱いについて明確な意図を持つ

行われているとは言い難い。
 このため、引当目的の明確化（①特定資産の定期修繕のためであるか、②毎年度の修繕費の平準化のためであるか、若しくは、③その両方であるか）を図り、併せて、工業用水道ごとの適正な引当規模、及び取崩しの基準を決定し明確にするよう検討すべきである。

（地域開発事業）

第1 決算及び財務の状況

平成19年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の業務運営の状況は、田村西部工業団地において37,750.43㎡を分譲し、白河複合型拠点においては工場用地19,800.56㎡、業務用地9,345.13㎡、住宅用地1,580.62㎡の分譲となっており、当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が42.3%、白河複合型拠点（造成済み）の工場用地が78.6%、業務用地・住宅用地が43.5%となっている。

経営成績では、事業収益744,537,803円に対し事業費用は1,786,235,635円で、この結果当年度の純損失は1,041,697,832円となり、前年度と比較して1,456,738,037円（41.7%）の減少となっている。

次に、事業運営については、以下の事項について適切に対応されるよう要望する。
 未分譲地の分譲促進等について

平成19年度末までの完売を目標として積極的に営業活動を行った結果、田村西部工業団地及び白河複合型拠点において一定の分譲実績を上げているが、まだ多くの造成済未分譲地を抱えている状況にあり、世界的に景気が減速し日本の経済も後退局面に入っている中、今後とも企業や工場の誘致競争も激化するものと予想されるなど、地域開発事業を取り巻く経営環境は依然として厳しいものがある。

したがって、公営企業の経営原則である経済性・効率性の下、経費の節減・見直しなど経営の合理化、効率化に努め、柔軟で機動的な販売施策を展開し、未分譲地の分譲促進を図るよう要望する。

特に、白河複合型拠点A・B工区については、オーダーメイド方式による企業誘致を推進するとともに、工業団地以外の活用方法についても検討し、早期に有効な利用策を講ずるよう要望する。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

（公営企業資産活用事業）

第1 決算及び財務の状況

平成19年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における業務運営の状況は、貸付事業にかかる貸付金の回収を行っているのみである。

経営成績では、事業収益が936,948円に対し事業費用は0円であり、当年度の純利益は936,948円である。

本事業は、公営企業の資産を活用して新たな事業の開発調査と出資及び貸付を行うため創設されたところであるが、貸付事業の継続だけで、現在、実質的な事業は実施されていない。

今後の本事業については、企業局事業見直し実行計画において平成21年度における事業廃止を計画しているところであるが、資産整理の方法など廃止に向けた具体的手続き等について、関係機関と十分協議・調整のうえ対処されたい。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象機関 県企業局いわき事業所

執行年月日 平成20年6月19日

担当監査委員 小松山 善 継

高 野 宏 之

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であると認められる。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した県立病院事業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成20年9月26日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

監査対象機関 福島県病院局

執行年月日 平成20年7月8日

担当監査委員 加 藤 雅 美
 野 崎 直 実

（福島県立病院事業）

第1 決算及び財務の状況

平成19年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正

に行われているものと認められる。

第2 事業経営の状況

県立病院は、平成18年度末で3病院1診療所を廃止移譲したため、6病院、許可病床数1,005床となり、19年度の患者数は、延べ535,127人となっている。

患者数の内訳は、入院が延べ201,940人、外来が延べ333,187人で、廃止移譲した病院等を除き前年度に比べて、入院では12,339人(5.8%)、外来は13,481人(3.9%)減少し、合計では25,820人(4.6%)の減少となった。

経営成績では、総収益12,613,929,118円に対し総費用が14,568,561,090円で、純損失は1,954,631,972円と前年度に比べて322,240,910円(14.2%)損失額が減少したものの、繰越欠損金を加えた累積欠損金は20,180,696,294円に達しており、依然として経営状態は極めて憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、今後の病院事業経営に当たっては、次の事項についての確な対応を図り、経営改善に資する具体的な施策を実施するとともに、「福島県立病院事業経営改善計画」に基づき、この計画の具体的実施方法として策定した「病院事業経営改善計画アクションプログラム」を着実に実行し、県民に期待され信頼される医療機関として、良質な医療の提供と健全な経営を実現するよう強く要望する。

(1) 経営基盤の強化について

医師の確保のため、既に給与引き上げ等の処遇改善を図っているところであるが、さらに医師の役割に応じた処遇の改善を進めるなど取組みを強化し、診療体制の回復を早期に図るとともに、委託業務の契約・発注方法の集約化及び範囲の拡大を図るなど費用の削減を推進し、医療収益の確保と費用の縮減を図り、経営収支の健全化に取り組みたい。

(2) 医療未収金について

各病院においては、平成19年10月に未収金の解消を目的として策定された「県立病院医療未収金マニュアル」に基づいた取組みが行われ、未収金回収に一定の成果は認められるものの、病院によって取組みにばらつきも見られるため、今後は未収金の発生防止に努めるとともに、管理回収を的確に実施し、一層効果的・効率的な未収金の早期回収に努められたい。

(3) 県立病院改革について

国の「公立病院改革ガイドライン」において、経営効率化、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しの三つの視点に立った抜本的な改革が求められているが、改革プランの策定に当たっては各病院の果たすべき役割や具体的改善策などを盛り込んだ実効性のあるものとされたい。

また、新たに整備する会津統合病院(仮称)にあつては、地域から求められる役割や機能の一層の充実を図るなど、同ガイドラインの先駆的な取組みとなり得るものとするとともに、特定の診療科や過疎・中山間地域の医師不足に対応した診療体制の仕組みづくりについても十分に検討されたい。

(病院局)

(1) 事業収支

(単位 円)

年度	平成19年度	平成18年度	増	減
区分				
事業収益	989,648,145	197,828,604	791,819,541	
事業費用	801,356,376	235,203,304	566,153,072	
純利益	188,291,769	△37,374,700	225,666,469	

平成19年度の事業収支は、収益が989,648,145円で前年度に比べ791,819,541円(400.3%)増加し、費用も801,356,376円で前年度に比べ566,153,072円(240.7%)増加したが、純利益は188,291,769円と前年度と比べ225,666,469円(皆増)増加している。

病院局は、県立病院を統轄する機関として包括的に病院事業を運営し、医師の確保対策、高度医療機器の整備や施設の改修等による診療機能の充実、県民の医療確保に努力されているが、県立病院事業の経営状態は極めて憂慮すべきものになっている。

このことから、「県立病院改革に係る基本方針」に基づく「改革実行方策」を着実に具現化し、さらに「病院事業経営改善計画」の具体的実施方法として策定した「病院事業経営改善計画アクションプログラム」の確実な進行管理を行うなど、健全な経営基盤を確立するための方策に積極的に取り組まれるよう要望する。

また、経営改善に当たっては、医療制度の変化に即応する経営体制の強化、民間病院経験者の継続的採用など経営基盤の確立を図るほか、収益の確保に向け平成19年10月に策定した「県立病院医療未収金マニュアル」に基づき、未収金の発生防止、管理回収に努めるなど業務改善の指導強化を図るよう要望する。

さらに、医療安全対策については、今回の微量採血用穿刺器具の不適切使用を踏まえ、再発防止に向け全病院において更なる内部管理体制の充実強化を図るなど、安全管理に万全を期すよう努められたい。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・収入調定が欠落しているものがある。

「事実」

旧リハビリテーション病院温泉病院及び本宮診療所の財産が病院局本局に引き継がれ、その敷地内に使用許可物件があったにもかかわらず、使用料の調定が欠落しているものがある。

調定欠落件数 11件
調定欠落金額 106,521円

〔是正改善の意見〕

収入の測定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

監査対象公所 県立矢吹病院
 執行年月日 平成20年6月18日
 担当監査委員 小松山 善 継
 高野 宏 之

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
入院	院	61,551	60,583		968
外来	来	15,574	15,358		216

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
事業収益	益	1,866,789,982	1,574,696,600		292,093,382
事業費用	用	1,866,833,141	1,574,757,726		292,075,415
純損失	失	△43,159	△61,126		17,967

第2 経営管理の状況

平成19年度の利用状況は、入院患者数延べ61,551人、外来患者数延べ15,574人であり、前年度に比べ入院は968人(1.6%)、外来は216人(1.4%)ともに増加した。

事業収支は、収益が1,866,789,982円で前年度に比べ292,093,382円(18.5%)増加し、費用も1,866,833,141円で前年度に比べ292,075,415円(18.5%)増加したが、純損失は43,159円で前年度に比べ17,967円(29.4%)減少した。

なお、当病院には一般会計から精神病院増こう経費が補てんされているが、補てん前の損失額は600,269,908円で前年度に比べ134,279,308円(28.8%)増加しており、経営状態は一層厳しいものとなっている。

当病院は、退院後の生活支援ともなる訪問看護・デイケア等の外来治療に積極的に取組み、また新たに内科を開設するなど、外来収益の確保を図っているところであるが、今後とも地域の医療機関や福祉施設等との連携強化を図りながら、患者の早期退

院や退院後の生活支援を通じて平均在院日数の短縮に努めるなど、一層の経営改善を図られるよう要望する。

また、県内唯一の公的精神科病院として、引き続き県内の精神科医療をリードする役割を果たされるよう併せて要望する。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・費用の算出に誤り(資産除却費の過大計上)がある。

監査対象公所 県立喜多方病院
 執行年月日 平成20年6月18日
 担当監査委員 加藤 雅 美
 野崎 直 実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
入院	院	18,068	19,930		△1,862
外来	来	41,460	42,636		△1,176

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
事業収益	益	939,635,552	1,026,033,465		△86,397,913
事業費用	用	1,220,655,985	1,303,653,257		△82,997,272
純損失	失	△281,020,433	△277,619,792		△3,400,641

第2 経営管理の状況

平成19年度の利用状況は、入院患者数延べ18,068人、外来患者数延べ41,460人で、前年度に比べ入院は1,862人(9.3%)、外来は1,176人(2.8%)ともに減少した。

事業収支は、収益が939,635,552円で前年度に比べて86,397,913円(8.4%)減少し、費用も1,220,655,985円と前年度に比べ82,997,272円(6.4%)減少したが、純損失は

281,020,433円と前年度に比べ3,400,641円（1.2%）増加しており、経営状態は依然として厳しいものとなっている。

当病院は、外来予約制導入や診療時間繰り上げ等患者サービスの向上に努めたほか、新たに10村1看護配置基準を取得するなど病院運営の改善に取り組んでいるところであるが、なお一層の経営改善に取り組みとともに、今後は特に、会津総合病院への円滑な移行を視野に入れ、会津総合病院との連携を密にしながら、地域住民に信頼される医療サービスを実現されるよう要望する。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 医薬未収金の管理回収に適切でないもの（未収金整理簿の整理及び経済状態の把握不十分）がある。
- ・ 薬品の実地たな卸において一部欠落しているもの（たな卸高の過少計上）がある。

監査対象公所 県立会津総合病院

執行年月日 平成20年6月18日

担当監査委員 加藤 雅美

野崎 直実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
入院	院	71,494	76,575		△5,081
外来	来	119,047	127,755		△8,708

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
事業収益	益	4,426,308,441	4,248,133,077	178,175,364	
事業費用	用	5,374,858,487	5,132,478,539	242,379,948	
純損失	失	△948,550,046	△884,345,462	△64,204,584	

第2 経営管理の状況

平成19年度の利用状況は、入院患者数延べ71,494人、外来患者数延べ119,047人で、前年度に比べ入院は5,081人（6.6%）、外来は8,708人（6.8%）ともに減少した。

事業収支は、収益が4,426,308,441円で前年度に比べて178,175,364円（4.2%）増加し、費用も5,374,858,487円と前年度に比べ242,379,948円（4.7%）増加となり、純損失は948,550,046円と前年度に比べて64,204,584円（7.3%）増加しており、経営状態は更に厳しいものとなっている。

当病院は、常勤医師が不足するなど厳しい環境の中で、病院内に設置した地域連携室の体制強化による紹介患者の増加対策、7対1看護配置基準の取得による看護体制の充実、病棟を再編しICUを設置するなど、収益の確保に向け積極的に取り組んでいるところであるが、今後は特に、統合病院への円滑な移行を視野に入れた医療機能の充実強化を図るとともに、会津地方における中核的医療機関として診療体制の整備に努め、一層の経営改善を推進されるよう要望する。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 給料及び職員手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

1 職員A及びBに係る給料について、育児休業期間中にもかかわらずAの平成19年7月～8月分及びBの平成20年2月～3月分を支給していたため、過支給となっている。

正当支給額 193,252円
既支給額 1,051,300円
過支給額 858,048円

2 職員Bに係る寒冷地手当について、育児休業期間中にもかかわらず平成20年2月～3月分を支給していたため、過支給となっている。

正当支給額 5,342円
既支給額 20,400円
過支給額 15,058円

3 職員Cに係る通勤手当について、通勤実績がないにもかかわらず平成19年4月分を支給していたため、過支給となっている。

正当支給額 0円
既支給額 2,500円
過支給額 2,500円

4 職員Dに係る通勤手当について、支給開始月の認定誤りにより、平成19年5月分が不足支給となっている。

正当支給額 18,800円
既支給額 0円

不足支給額 18,800円

「是正改善の意見」

給料及び職員手当の支給に当たっては、チェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・現金の管理に適切でないもの（預り金の簿外管理による経理処理不適切）がある。

監査対象公所 県立宮下病院

執行年月日 平成20年6月19日

担当監査委員 加藤 雅美
野崎 直実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
入院	院	6,521	7,651		△1,130
外来	来	19,890	20,995		△1,105

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
事業収益	益	604,493,408	568,104,244		36,389,164
事業費用	用	605,494,230	568,565,208		36,929,022
純損失	失	△1,000,822	△460,964		△539,858

第2 経営管理の状況

平成19年度の利用状況は、入院患者数延べ6,521人、外来患者数延べ19,890人で、前年度に比べ入院は1,130人（14.8%）、外来は1,105人（5.3%）ともに減少した。

事業収支は、収益が604,493,408円で前年度に比べて36,389,164円（6.4%）増加し、

費用も605,494,230円で前年度に比べ36,929,022円（6.5%）増加となり、純損失は1,000,822円と前年度に比べ539,858円（117.1%）増加した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされており、補てん前の損失額は226,752,532円と前年度に比べ46,613,914円（25.9%）増加しており、経営状態は更に厳しい状況である。

当病院は、県内で最も高齢化率が高く、また、過疎化の進行も著しい地域を診療圏とするため、病院経営を取り巻く環境は大変厳しいものがあるが、今後とも、地域の医療・保健福祉関係機関との連携を深め、へき地拠点病院としての中核的な役割を果たすとともに、地域医療の確保に一層尽力されることを要望する。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・契約の変更に適切でないもの（変更契約書の未作成）がある。

・通勤手当の支給に適切でないもの（通勤実績の確認漏れ、過支給48,900円）がある。

・賃金の支給に適切でないもの（欠勤時間の入力誤り、過支給11,515円）がある。

監査対象公所 県立南会津病院

執行年月日 平成20年6月19日

担当監査委員 加藤 雅美
野崎 直実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
入院	院	21,499	19,990		1,509
外来	来	68,583	72,420		△3,837

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増	減
事業収益	益	2,339,112,306	2,528,275,810		△189,163,504
事業費用	用	2,339,987,429	2,528,932,949		△188,945,520

純 損 失	△875,123	△657,139	△217,984
-------	----------	----------	----------

第2 経営管理の状況

平成19年度の利用状況は、入院患者数延べ21,499人、外来患者数延べ68,583人で、前年度に比べ入院は1,509人(7.5%)増加し、外来は3,837人(5.3%)減少した。

事業収支は、収益が2,339,112,306円で前年度に比べて189,163,504円(7.5%)減少し、費用も2,339,987,429円で前年度に比べ188,945,520円(7.5%)減少したが、純損失は875,123円と前年度に比べ217,984円(33.2%)増加した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされているが、補てん前の損失額は485,587,802円で前年度に比べ38,255,914円(10.7%)減少しているものの、依然として経営状態は厳しいものとなっている。

当病院は、南会津医療圏の中核病院として、地域住民の期待は極めて大きいものがあることから、今後とも、医師の安定的確保を始め、地域の医療・保健福祉関係機関との連携を強化しながら、地域ニーズにあった診療体制や医療機能の充実を図るとともに、経営改善に一層努められるよう要望する。

- 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象公所 県立大野病院
執行年月日 平成20年6月19日
担当監査委員 小松山 善 継
高野 宏 之

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増 減
入 院		22,807	29,550	△6,743
外 来		68,633	67,504	1,129

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成19年度	平成18年度	増 減
事業 収 益		1,447,941,284	1,755,839,831	△307,898,547

事業 費 用	2,359,375,442	2,642,333,258	△282,957,816
純 損 失	△911,434,158	△886,493,427	△24,940,731

第2 経営管理の状況

平成19年度の利用状況は、入院患者数延べ22,807人、外来患者数延べ68,633人で、前年度に比べ入院は6,743人(22.8%)減少し、外来は1,129人(1.7%)増加した。

事業収支は、収益が1,447,941,284円で前年度に比べて307,898,547円(17.5%)減少し、費用も2,359,375,442円と前年度に比べ282,957,816円(10.7%)減少したが、純損失は911,434,158円と前年度に比べ24,940,731円(2.8%)増加しており、経営状態は一層厳しさを増している状況である。

当病院は、新たに小児科を開設するなど積極的な病院経営に取り組んでいるところであるが、双葉地方の中核的な医療機関として、地域の医療機関等との連携を図りながら、地域住民に親しまれ信頼される病院、患者の立場に立った安全・安心な医療を提供する病院を真に確立するため、一層の診療体制の充実と患者サービスの向上を図るとともに、医業未収金の早期回収の強化を図るなど経営改善に努められるよう強く要望する。

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 医業未収金の管理回収に適切でないものがある。

「事実」

患者一部負担金等の医業未収金の発生防止、管理及び回収に当たっては、福島県立病院医業未収金マニュアル等関係規程に基づき適時適切に行うべきところ、督促状の送付による督促は年2回、催告書の送付による催告は年1回の実施に止まるとともに、電話又は面談による催告、出張徴収、連帯保証人に対する請求、債権回収のための法的手段等が計画的かつ効果的に実施されていない。

また、特定の職員が医業未収金の管理回収に従事しているのみで、医業未収金の圧縮に向けた院内の執行体制が有効に機能していない。
「是正改善の意見」

医業未収金の管理回収に当たっては、福島県立病院医業未収金マニュアル等関係規程に基づき適正に行うとともに、執行体制の改善を図ること。

- ・ 費用の算出に誤りがある。

「事実」

- 1 廃止病院から所管換えした減価償却済みの固定資産について、台帳作

成時の記録を誤ったため、当該資産の減価償却累計額を本年度の減価償却費に算入している。

当該固定資産の平成19年度減価償却額	正当額	0円
	誤算入額	327,750円
	差 額	327,750円

2 コンピュータ断層撮影装置の更新に伴いCT室の拡張工事を行っているが、建物の改良費、若しくは機械備品取得に係る附带工事費であるのに資本的支出とせず、平成19年度の修繕費に算入している。

当該工事の平成19年度費用算入額	正当額	0円
	誤算入額	4,410,000円
	差 額	4,410,000円

〔是正改善の意見〕

損益計算における費用の算出に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項
 ・ たな卸資産の経理に適切を欠くもの（食事材料の残高把握及び燃料の単価適用誤り）がある。